

「年収の壁」について～103万円・106万円・130万円・150万円の壁とは？所得税法上の扶養と被用者保険(いわゆる社会保険)上の扶養とは？～

以下、妻が専業主婦で夫がその妻を扶養している場合を事例として挙げています。

● 所得税法上の扶養の意味するところ

妻が専業主婦で夫がその妻を扶養している場合で考えると、妻が夫の被扶養配偶者となることで、夫が所得税法上の「配偶者控除」や「配偶者特別控除」の適用を受けることができ、それによって、夫の所得税、さらにはその住民税の節税に繋がることになります。

下記3種類の画像は、(表1)が「令和4年分(令和5年分)(令和6年分)の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表」、(表2)が「令和4年分(令和5年分)(令和6年分)の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」、(表3)が「令和4年分(令和5年分)(令和6年分)の基礎控除額の表」「令和4年分(令和5年分)(令和6年分)の扶養控除額等の表」です。それぞれ PDF(国税庁ホームページより引用)を添付しています。ご参照の上、読み進めていただければと思います。

(表1)

(表2)

(表3)

● 被用者保険(いわゆる社会保険)上の扶養の意味するところ

妻が専業主婦で夫がその妻を扶養している場合で考えると、妻が夫の被扶養配偶者として公的に認定されれば、妻自身が仮にパートやアルバイトなどの給与収入があっても、その中から健康保険料や厚生年金保険料が控除されることなく、しかも、夫が加入している協会けんぽや健康保険組合に夫の被扶養配偶者として妻も加入でき、よって医療保障を受けることができたりします。国民年金法上の「第3号被保険者(第2号被保険者である夫の被扶養配偶者)」として国民年金保険料を納付しなくても「老齢基礎年金等」を受給できる場合があります。

妻がパートやアルバイトなどで給与収入を得ると、場合によっては被用者保険に加入しなければならないことがあります。すなわち、得られた給与収入から健康保険料・厚生年金保険料が控除され手取り額が減ってしまうため、それだけを見ると妻にとっては夫の被扶

養配偶者のままでいたほうが得ではないかと考えてしまいます。

● そこで、「年収の壁」について見ていきます

- ① 103 万円の壁について⇒これについては、「所得税法等の一部を改正する法律案」が令和 7 年 3 月 31 日に可決・成立したことで改正されています。その詳細については、本紙末尾に記載していますので、合わせてご確認ください。

妻のパートやアルバイトなどの給与収入が 103 万円以下であれば、夫は 38 万円の「配偶者控除」を受けることができます。(表 1)の「配偶者控除」欄を見ると、夫の合計所得金額が 900 万円以下(夫が給与だけの収入であれば、その収入金額としては 1,095 万円以下になります)の場合で、妻の合計所得金額が 48 万円以下(妻が給与だけの収入であれば、その収入金額としては 103 万円以下になります)の場合では、38 万円とされています。

また、妻の給与収入が 103 万円以下であれば所得税は課税されません。というのは、103 万円以下であれば、(表 2)では、給与等の金額欄の 551,000 円以上 1,619,000 円未満の範囲に入り、その場合には「給与所得控除」額である 550,000 円が控除され、さらに(表)3 にある「基礎控除」額である 480,000 円(所得者(妻)の合計所得金額が 2,400 万円以下の場合)が控除されて差引 0 円になるからです。

しかし、夫の「配偶者控除」は、妻の給与収入が 103 万円超になると適用されなくなると同時に、妻自身に対しては所得税が課税される場合があるのです。これが「103 万円の壁」と言われているところです。

なお、妻の給与収入が 103 万円(給与所得金額で見ると 48 万円)以下であっても、夫の給与収入が 1,095 万円(給与所得金額で見ると 900 万円)を超えると、「配偶者控除」額は段階的に減額され、1,195 万円(給与所得金額で見ると 1,000 万円)を超えると「配偶者控除」だけでなく、②で述べる「配偶者特別控除」についてもその対象外になってしまいます。

② 先に、150 万円の壁について見ていきます

妻の給与収入が 103 万円を超えても 150 万円以下であれば、夫は 38 万円(夫の合計所得金額が 900 万円以下(夫が給与だけの収入であれば、その収入金額としては 1,095 万円以下になります)の場合)の「配偶者特別控除」の適用を受けることができます。「配偶者特別控除」は、妻の給与収入が 150 万円(給与所得金額で見ると 95 万円)を超えて 2,015,999 円(給与所得金額で見ると 133 万円)以下では段階的に減額されます。つまり、「150 万円の壁」というのは、夫が満額の「配偶者特別控除」を受けるための分岐点になることを意味します。

③ 会社の規模によっては被用者保険に加入することになる 106 万円の壁について

妻が勤務する会社の規模、つまり一定以上の従業員(正社員など既に被用者保険の対象となっている従業員(いわゆるフルタイムの通常の労働者や週所定労働時間が通常の労働者の 3/4(30 時間)以上の短時間労働者の数で算定します))の数が 501 人以上(なお、令和 4 年 10 月 1 日からは 101 人以上、令和 6 年 10 月 1 日からは 51 人以上と会社の規模要件が引き下げられていきます)の場合、給与収入が 106 万円(88,000 円※1×12=1,056,000 円≒1,060,000 円)以上になると被用者保険に加入することになります。つまり、「106 万円の壁」というの

は、被用者保険に加入しなければならない壁となります。

この 106 万円の壁が適用される要件については、[「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律について」の「① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件を段階的に引き下げる。」](#)をご参照下さい。

たとえば、兵庫県在住の 40 歳代で年収 108 万円(月 9 万円)(標準報酬月額 88,000 円とします)の場合、[2022 年\(令和 4 年\)3 月\(令和 4 年 4 月納付分\)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表](#)(参考までに、[\(2023 年\(令和 5 年\)3 月\(令和 5 年 4 月納付分\)\)](#)、[\(2024 年\(令和 6 年\)3 月\(令和 6 年 4 月納付分\)\)](#)及び[\(2025 年\(令和 7 年\)3 月\(令和 7 年 4 月納付分\)\)](#))(協会けんぽ兵庫支部ホームページより引用)算出すると、健康保険料(介護保険料を含む。40 歳からは介護保険料の負担を要します)5,179 円(5,275 円)(5,183 円)(5,170 円)(労使折半)+厚生年金保険料 8,052 円(変更なし)(同)になりますので、年間では(5,179 円(5,275 円)(5,183 円)(5,170 円)+8,052 円)×12 か月=158,772 円(159,924 円)(158,820 円)(158,664 円)となり、年収 108 万円に占める割合は 14.7%(14.8%)(14.7%)(14.7%)です。なお、所得税や住民税についてはここでは考慮しませんが、この年収であれば、仮に毎月の給与から源泉所得税が控除されていたとしても、各種所得控除があるとすると年末調整においてすべて還付されることになるものと思われます。住民税についても非課税(均等割も)になるものと思われます。

※1 この中に含まれないものは下記の通りとなります。

- ・臨時に支払われる賃金及び 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金(例えば、結婚手当や賞与など)
- ・時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(例えば、割増賃金など)
- ・最低賃金法で算入しないことを定める賃金(例えば、精皆勤手当、通勤手当、家族手当)

④ 健康保険法上の被扶養配偶者の認定基準に基づく 130 万円の壁⇒別紙【令和 7(2025)年 10 月 1 日からの被扶養者認定基準変更について】もご確認ください。

<収入の基準※2>

妻が夫の被扶養配偶者となるためには、「主として被保険者(夫)の収入によって生活していること」、つまり、被保険者(夫)との間で生計維持関係があることが必要です。

同居している場合	別居している場合
① 対象者の年収が 130 万円(60 歳以上又は障害者は 180 万円)未満かつ ② 被保険者の収入の 2 分の 1 未満であること	① 対象者の年収が 130 万円(60 歳以上又は障害者は 180 万円)未満かつ ② その額が被保険者からの援助額よりも少ないこと

※2 夫の被扶養配偶者で国民年金法上の第3号被保険者である妻についても、上記の<収入の基準>を勘案して、夫の被扶養配偶者としての認定を行うことになっています。

ということで、上記の会社の規模などの要件に該当しない場合でも、妻の給与収入が130万円以上になるとすべての人が被用者保険に加入することになります。これが**130万円の壁**と言われているところです。

● 被用者保険の加入にはメリットもあります

妻の給与収入の手取り額が減ってしまう可能性があるのは被用者保険上の夫による扶養から外れた時で、つまり、年収の壁のうちの106万円の壁や130万円の壁を打ち破ってしまった時にその影響が大きくなるわけです。

健康保険料(+介護保険料)や厚生年金保険料が給与から控除され、手取り額が減ってしまうことだけについて意識が囚われがちになりますが、実はいいこともあるわけです。

① 健康保険による保障が手厚くなります

夫の扶養に入ると対象外ですが、妻自身が被保険者として健康保険に加入することで「傷病手当金」「出産手当金」といった給付を受け取ることができる場合があります。

「**傷病手当金**」とは、病気やケガで仕事を休まざるを得なくなり、事業主から十分な報酬(一般的には無報酬の場合が多いものと思われます)が受けられない場合にその休業中の生活を保障するために支給されるものです。なお、詳細については、[こちら](#)(協会けんぽのホームページから引用)からどうぞ。

また、「**出産手当金**」とは、出産のため産前産後の間仕事を休み、その間事業主から十分な報酬(一般的には無報酬の場合が多いものと思われます)が受けられない場合に、原則として、出産日以前42日(多胎の場合は98日)から出産日後56日までの間において仕事を休んだ日数分が支給されるものです。なお、詳細については、[こちら](#)(協会けんぽのホームページから引用)からどうぞ。

② 老齢・障害・遺族厚生年金が支給される場合があります

夫の扶養の下での国民年金法上の第3号被保険者のままでは、同法上の基礎年金しか支給されませんが、妻自身が厚生年金保険に加入することで、それら基礎年金に上乗せして、それら厚生年金が支給される場合があります。つまり、年金額を増やせるわけです。

なお、遺族基礎(厚生)年金の場合は、妻の死亡によりその遺族に対して支給されます。

● 最後に

妻の置かれた状況は個々に違うわけですから、一律的なことは言えませんが、これら年収の壁をよく理解し、デメリット・メリットを十分吟味の上、ご自身の働き方に対するお考えやライフスタイルなどを考慮に入れて、果ては老後のことも視野に入れながらご自身に合った働き方を考えてみてはいかがでしょうか？

以上

【「103 万円の壁」等について】

財務省が作成(令和 7 年 2 月)した『「所得税法等の一部を改正する法律案」について』と
する文書には、下記のような一文があります。

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除(特定親族特別控除)の創設を行う。

1. 法律案の概要

個人所得課税

○ 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- ・ 所得税の基礎控除の額を最大 48 万円から **最大 58 万円に 10 万円引上げ**
- ・ 給与所得控除の最低保障額を 55 万円から **65 万円に 10 万円引上げ**
- ・ 19 歳から 22 歳までの大学生年代の子等の給与収入が 150 万円までは親等が所得控除((特定扶養控除)(63 万円)を受けられる特別控除(**特定親族特別控除**→次頁に詳細あり))を創設。給与収入が 150 万円を超えた場合の控除額は段階的に逦減
- ・ 令和 7 年分の所得税(令和 7 年末の年末調整)から適用

これらを含んだ当初の税制改正案に加えて、基礎控除の特例を設けて、課税最低限が最大で160万円(基礎控除として最大95万円+給与所得控除の最低保証額として65万円)になるようその修正案が国会に提出されるなど時間的な制約の中で、今般、様々な改正や新たな控除項目の創設がなされる運びとなりました。下記の図表(Excelは[こちら](#)からどうぞ)を駆使するなどできるだけ分かりやすくなるよう解説させていただきましたので、ご活用いただければありがたく存じます。

（所得補償等の一部を返却する特例。なお右特例適用の条件や所得補償の額及び繰上控除の額並びに所得補償の支払（返却額）について 他の所得補償の額と繰上控除の額（以下については考慮していません）																				
繰上控除 の額 （注）	所得者										所得者									
	給与所得 控除の額 （注）	基礎控除 （注）	所得控除 （注）	所得控除 （注）	所得控除 （注）	所得控除 （注）	所得控除 （注）	所得控除 （注）	所得控除 （注）	所得控除 （注）	給与所得 控除の額 （注）	基礎控除 （注）	所得控除 （注）	所得控除 （注）	所得控除 （注）	所得控除 （注）	所得控除 （注）	所得控除 （注）	所得控除 （注）	
1,500,000	600,000	430,000	320,000	210,000	920,000	1,500,000	▲ 1,000,000	0	500,000	400,000	1,600,000	470,000	470,000	23,000	23,000	800,000	950,000			
2,000,000	600,000	430,000	320,000	310,000	950,000	1,600,000	0	20,000	600,000	400,000	1,600,000	470,000	470,000	23,000	23,000	1,200,000	1,200,000			
2,500,000	600,000	430,000	320,000	320,000	980,000	1,700,000	700,000	20,000	600,000	400,000	1,600,000	470,000	470,000	23,000	23,000	1,400,000	1,400,000			
3,000,000	600,000	430,000	320,000	330,000	1,010,000	1,800,000	1,140,000	37,000	600,000	400,000	1,600,000	470,000	470,000	23,000	23,000	1,600,000	1,600,000			
3,500,000	1,100,000	480,000	370,000	340,000	1,050,000	1,900,000	1,610,000	1,890,000	600,000	400,000	1,600,000	470,000	470,000	23,000	23,000	1,800,000	1,800,000			
4,000,000	1,240,000	490,000	380,000	350,000	1,080,000	2,000,000	1,860,000	94,000	1,240,000	480,000	1,700,000	520,000	520,000	23,000	23,000	2,000,000	2,000,000			
4,500,000	1,380,000	500,000	390,000	360,000	1,110,000	2,100,000	1,910,000	1,910,000	1,380,000	490,000	1,800,000	570,000	570,000	23,000	23,000	2,200,000	2,200,000			
5,000,000	1,520,000	510,000	400,000	370,000	1,140,000	2,200,000	2,060,000	1,910,000	1,520,000	500,000	1,900,000	620,000	620,000	23,000	23,000	2,400,000	2,400,000			
5,500,000	1,660,000	520,000	410,000	380,000	1,170,000	2,300,000	2,210,000	1,910,000	1,660,000	510,000	2,000,000	670,000	670,000	23,000	23,000	2,600,000	2,600,000			
6,000,000	1,800,000	530,000	420,000	390,000	1,200,000	2,400,000	2,260,000	1,910,000	1,800,000	520,000	2,100,000	720,000	720,000	23,000	23,000	2,800,000	2,800,000			
6,500,000	1,940,000	540,000	430,000	400,000	1,230,000	2,500,000	2,310,000	1,910,000	1,940,000	530,000	2,200,000	770,000	770,000	23,000	23,000	3,000,000	3,000,000			
7,000,000	2,080,000	550,000	440,000	410,000	1,260,000	2,600,000	2,360,000	1,910,000	2,080,000	540,000	2,300,000	820,000	820,000	23,000	23,000	3,200,000	3,200,000			
7,500,000	2,220,000	560,000	450,000	420,000	1,290,000	2,700,000	2,410,000	1,910,000	2,220,000	550,000	2,400,000	870,000	870,000	23,000	23,000	3,400,000	3,400,000			
8,000,000	2,360,000	570,000	460,000	430,000	1,320,000	2,800,000	2,460,000	1,910,000	2,360,000	560,000	2,500,000	920,000	920,000	23,000	23,000	3,600,000	3,600,000			
8,500,000	2,500,000	580,000	470,000	440,000	1,350,000	2,900,000	2,510,000	1,910,000	2,500,000	570,000	2,600,000	970,000	970,000	23,000	23,000	3,800,000	3,800,000			
9,000,000	2,640,000	590,000	480,000	450,000	1,380,000	3,000,000	2,560,000	1,910,000	2,640,000	580,000	2,700,000	1,020,000	1,020,000	23,000	23,000	4,000,000	4,000,000			
9,500,000	2,780,000	600,000	490,000	460,000	1,410,000	3,100,000	2,610,000	1,910,000	2,780,000	590,000	2,800,000	1,070,000	1,070,000	23,000	23,000	4,200,000	4,200,000			
10,000,000	2,920,000	610,000	500,000	470,000	1,440,000	3,200,000	2,660,000	1,910,000	2,920,000	600,000	2,900,000	1,120,000	1,120,000	23,000	23,000	4,400,000	4,400,000			
10,500,000	3,060,000	620,000	510,000	480,000	1,470,000	3,300,000	2,710,000	1,910,000	3,060,000	610,000	3,000,000	1,170,000	1,170,000	23,000	23,000	4,600,000	4,600,000			
11,000,000	3,200,000	630,000	520,000	490,000	1,500,000	3,400,000	2,760,000	1,910,000	3,200,000	620,000	3,100,000	1,220,000	1,220,000	23,000	23,000	4,800,000	4,800,000			
11,500,000	3,340,000	640,000	530,000	500,000	1,530,000	3,500,000	2,810,000	1,910,000	3,340,000	630,000	3,200,000	1,270,000	1,270,000	23,000	23,000	5,000,000	5,000,000			
12,000,000	3,480,000	650,000	540,000	510,000	1,560,000	3,600,000	2,860,000	1,910,000	3,480,000	640,000	3,300,000	1,320,000	1,320,000	23,000	23,000	5,200,000	5,200,000			
12,500,000	3,620,000	660,000	550,000	520,000	1,590,000	3,700,000	2,910,000	1,910,000	3,620,000	650,000	3,400,000	1,370,000	1,370,000	23,000	23,000	5,400,000	5,400,000			
13,000,000	3,760,000	670,000	560,000	530,000	1,620,000	3,800,000	2,960,000	1,910,000	3,760,000	660,000	3,500,000	1,420,000	1,420,000	23,000	23,000	5,600,000	5,600,000			

所得者の繰上控除の額

所得者の基礎控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の繰上控除の額

所得者の基礎控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

所得者の所得控除の額

（注）

① 所得者の繰上控除の額は、所得者の基礎控除の額と所得者の所得控除の額とを合算した金額とを比較し、その差額が繰上控除の額となる。繰上控除の額は、繰上控除の額が繰上控除の額となる場合

【創設されました『特定親族特別控除』について】

従前からありました「特定扶養控除」の年収上限が **150 万円**になります。

「特定扶養控除」の適用範囲が拡充されたことにより、「特定扶養控除」の適用対象となる「子の年収」が引き上げられました。

一般の控除対象扶養親族に係る控除額は所得税で 38 万円ですが、大学生年代(19 歳～23 歳未満)の子を扶養している場合は「特定扶養控除」に該当し、所得税で **63 万円の控除**が受けられます。しかし、対象となる子の年収がアルバイトなどによって 103 万円を上回ると「特定扶養控除」が受けられなくなる「もうひとつの 103 万円の壁」というものが存在していたわけです。

さらに、この 150 万円を超えた場合でも、150 万円から 188 万円までの収入に対しては段階的に控除額が減少する『特定親族特別控除』が創設されることになりました。

これらは、**令和 7 年以後の年分では、「特定扶養控除」の対象となる子の年収上限が 150 万円まで引き上げられる**ことになり、その範囲内であれば従前の 103 万円を超えていても「特定扶養控除」が受けられることになったわけです。

さらに、子の年収が **150 万円(所得ベースで 85 万円)を超えた場合でも 188 万円(所得ベースで 123 万円)以下であれば**、さらに控除を受けられる仕組みができました。ただし、**子の年収が増えるごとに、当該控除額が段階的に逓減する形**となっていますので、ご留意下さい。下記表の通りとなります。

子の年収	子の合計所得金額	控除額
～150 万円以下	～85 万円以下	630,000 円
150 万円超 155 万円以下	85 万円超 90 万円以下	610,000 円
155 万円超 160 万円以下	90 万円超 95 万円以下	510,000 円
160 万円超 165 万円以下	95 万円超 100 万円以下	410,000 円
165 万円超 170 万円以下	100 万円超 105 万円以下	310,000 円
170 万円超 175 万円以下	105 万円超 110 万円以下	210,000 円
175 万円超 180 万円以下	110 万円超 115 万円以下	110,000 円
180 万円超 185 万円以下	115 万円超 120 万円以下	60,000 円
185 万円超 188 万円以下	120 万円超 123 万円以下	30,000 円

【令和 7(2025)年 10 月 1 日からの被扶養者認定基準変更について】

厚生労働省保険局長及び同省大臣官房年金管理審議官連名による通達(令和 7 年 7 月 4 日付保発 0704 第 1 号・年管発 0704 第 1 号)(厚生労働省ホームページより引用)に基づき、令和 7(2025)年 10 月 1 日より、健康保険における 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者認定基準が以下の通り変更されます。

【変更内容】

- 認定対象者：被保険者の配偶者を除く、19 歳以上 23 歳未満の者(いわゆる大学生年代)
- 年間収入要件：130 万円未満 → 150 万円未満 に引き上げ
- 年齢判定基準：その年の 12 月 31 日時点の年齢(ということは、平成 19(2007)年 1 月 1 日生まれの者は令和 8(2026)年 1 月 1 日が 19 歳の誕生日になるので、その前日の令和 7(2025)年 12 月 31 日に 19 歳になります。従って、この者については、令和 7(2025)年(暦年)における年間収入要件は 150 万円未満となります)
- 適用開始日：令和 7(2025)年 10 月 1 日以後の認定日

※ 既に扶養認定されている上記認定対象者の収入要件は、令和 7(2025)年 10 月 1 日以後の年間収入(見込)が 150 万円未満となります。

※ 上記認定対象者以外は、従来通り「130 万円未満」の基準が適用されます。

※ なお、60 歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180 万円未満となります。

【ご参考】

本件は、令和 7 年度税制改正(国税庁ホームページより引用)において、現下の人手不足状況における就業調整対策等の観点から、19 歳以上 23 歳未満の親族を扶養する場合の特定扶養控除の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえて、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から、健康保険の扶養認定要件についても見直されるものです。

なお、上記変更に加えて、一時的な収入増加への対応として、年間収入が一時的に 130 万円(上記認定対象者は 150 万円)を超える場合であっても、「年収の壁・支援強化パッケージ」(厚生労働省ホームページより引用)に基づく パート・アルバイト先の事業主証明(厚生労働省ホームページより引用)があれば、扶養認定が継続される可能性があります。